

抗菌薬の適正な使用の推進

〇〇〇診療所
院内感染管理者
院長 〇〇〇 〇〇〇
令和〇年〇〇月〇〇日制定

1 抗微生物薬の適正使用の目的

〇〇〇診療所における抗微生物薬使用の適応を判断し、治療選択、使用量、使用期間などを明確に評価して、抗微生物薬が投与される患者のアウトカムを改善し、有害事象を最小限にすることを主目的とする。

2 抗微生物薬使用の適応病態

抗微生物薬使用の適応となる病態は、原則として抗微生物薬の投与が標準治療として確立している感染症と診断されている、又は強く疑われる病態とする。

3 抗微生物薬の不適正使用

抗微生物薬が適正使用されていない状況を「不必要使用」と「不適切使用」に大別し、これら「不必要使用」「不適切使用」とならない方策を講じる。

「不必要使用」とは、抗微生物薬が必要でない病態において抗微生物薬が使用されている状態を指す。

「不適切使用」とは抗微生物薬が投与されるべき病態であるが、その状況における抗微生物薬の選択、使用量、使用期間が標準的な治療から逸脱した状態を指す。

4 感染予防

感染症を予防することは、抗微生物薬が必要な病態を減らし、抗微生物薬の使用を減らすことにつながる。そのような感染症と関連のある病態（急性気道感染症及び急性下痢症等）の予防に関しても配慮されるべき事項は次のとおり

(1) 手指衛生（手洗い）

手指衛生は、急性気道感染症及び急性下痢症を起こしうる微生物（主にウイルス）の伝播を防ぐことが知られている。

主に

- ①アルコール含有擦式消毒薬の使用
- ②石鹼と流水の使用等

(2) ワクチン接種

インフルエンザワクチン、新型コロナウイルスワクチン等の接種の推奨

(3) 咳エチケット

- ① 咳やくしゃみが出るときは、できるだけマスクをすること
- ② 咳やくしゃみの際にマスクがない場合は、ティッシュや上腕の内側などで口と鼻を覆い、顔を他の人に向けないこと
- ③ 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、すぐに手を洗うこと等

(4) うがい

うがいの励行

5 疾病別の抗微生物薬使用の判断等

「急性気道感染症」「急性下痢症」等疾病別の抗微生物薬使用の判断等については、「抗微生物薬適正使用の手引き」に基づき、治療選択、使用量、使用期間など判断、評価、見直し等、患者の状態を考慮し適時見直しを行う。